第２　地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ　体制確保費　304単位 ロ　緊急時支援費 (1)　緊急時支援費(I)　709単位 (2)　緊急時支援費(II)　94単位 注１　（略） ２　ロの(1)については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（指定基準第44条第２項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。 ２の２　ロの(2)については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。ただし、この場合において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定している場合は、算定しない。 ３・４　（略）	第２　地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ　体制確保費　302単位 ロ　緊急時支援費　705単位 （新設） （新設） 注１　（略） ２　ロについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（指定基準第44条第２項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。 （新設） ３・４　（略）

○厚生労働省告示第百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護、同条第九項に規定する重度障害者等包括支援、同条第十項に規定する施設入所支援、同条第十五項に規定する就労定着支援、同条第十六項に規定する自立生活援助及び同条第十七項に規定する共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。）を除く。）、同条第二十項に規定する地域移行支援又は同条第二十一項に規定する地域定着支援を利用する者に対し、法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援又は同項第二号に規定する指定継続サービス利用支援を行った場合については、当該期間におけるこの告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）の規定の適用については、新基準別表の１のイ中「1,458単位」とあるのは「1,611単位」と、「729単位」とあるのは「806単位」と、同１のロ中「1,207単位」とあるのは「1,310単位」と、「603単位」とあるのは「655単位」と、同１の注６中「減算する。」とあるのは「減算する。ただし、継続サービス利用支援費(II)を算定する場合は、１月につき50単位を所定単位数から減算する。」と、「552単位」及び「602単位」とあるのは「705単位」と、同１の注７中「854単位」及び「904単位」とあるのは「1,007単位」と、「125単位」とあるのは「202単位」と、「300単位」とあるのは「352単位」と、同１の注８中「指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(I)」とあるのは「指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)」と、「９単位」とあるのは「112単位」とし、新基準別表の３の初回加算は算定しない。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 計画相談支援給付費単位数表 １　計画相談支援費 イ　サービス利用支援費 (1)　サービス利用支援費(I)　1,458単位 (2)　サービス利用支援費(II)　729単位	別表 計画相談支援給付費単位数表 １　計画相談支援費 イ　サービス利用支援費　1,611単位 （新設） （新設）